

『子どもアドボカシー研究』編集規程

- 第1条 本規程は、子どもアドボカシー学会の学会誌『子どもアドボカシー研究』の編集、刊行に関する事項を定める。
- 第2条 本誌は、子どもを権利行使主体と認識する立場から子どもをめぐる既存の知の問い直しをめざす研究の成果を、本会会員が発表することを原則とする。
- 第3条 本誌の編集は、本会規約第12条に規定する各種委員会の一つである『子どもアドボカシー研究』編集委員会が行う。
- 第4条 本誌は、年1回刊行するものとする。
- 第5条 本誌の区分は別途投稿要項で定める。
- 第6条 本誌に掲載された著作物の著作権は、著作権法に基づき子どもアドボカシー学会に所属する。ただし、著者自身が使用する場合はこの限りではない。

附則

- (1) 本規程は、2022年8月20日から施行する。
- (2) 本規程に関わる投稿要項、執筆要項等は、編集委員会が別途定め、理事会の承認を得るものとする。
- (3) 本規程の改廃は、子どもアドボカシー学会総会の議を経ることを要する。